幸せな先生を増やし、子どもへの幸せ循環を創る

特定非営利活動法人 教員支援ネットワーク T-KNIT

2023年度 定例総会資料

2022年5月14日 10:30～11:30時

リアル&オンライン開催

目次

目次 2
第１号議案 7
2022年度 事業報告 7
第2号議案 37
2022年度　決算報告 37
第３号議案 40
2023年度事業計画 40
第４号議案 46
2023年度 収支予算 46
第5号議案 49
役員の選任並びに承認を求める件 49
第6号議案 50
定款の変更 50

総会日程

10:00

受付

10:30

1. 開会の挨拶
2. 議長選出
3. 議事、議事録署名人選出

10:40

1. 2022年度 経過・決算・監査報告
2. 2023年度 提案及び審議、事業・予算・役員
3. 議長、議事録署名人解任
4. 役員挨拶、その他

11:30

閉会の挨拶

はじめに

活動開始から9年。

この活動は教育委員会に所属し、ICT支援から見えた先生の負担が子どもの幸せを奪っている現状を目のあたりにし、生まれました。

最初は校務支援をしたり、イベント的に授業を開いたり、教育に関わる活動をしました。

しかし、その結果、教員はまた空いた時間を別の仕事で埋めるだけでした。

「僕たちは教育界の対処療法をするのではなく、根本治療をしよう。」

そうして動き出した2018年からたくさんの失敗と成功を繰り返しました。

現在、メディアや、コロナの影響により、ブラックな労働環境ということが伝わり、教員になりたがる人がものすごく減ったり、レベルが高いと言われる教員が一斉に辞めるなど、ますます過酷になる教育現場となっています。

一方、教員を支援する民間企業が数多く増えたり、地域がオルタナティブスクール、コミュニティ・スクールというように理想の学校を作ろうとする…など教育を支える動きは前年よりもさらに活発化しました。

T-KNITとしては方向性がこれで正しいのか？理念は何か？などを考えるキッカケが生まれた一年でした。事業内容もさらに精選する必要が見え、今後の動きに関連してきそうです。

子どもも大人も誰もが認め合い、縁を紡いで絆を創り、なりたい自分を目指して1%ずつ成長できる。誰もが自分らしく在れる世界を目指して、T-KNITは縁を点から線へ、線から円にできるように未来への希望を編み込んでいきたいと思います。

NPO法人 教員支援ネットワーク T-KNIT 主な事業内容

- 対話事業
  - LHR
  - 法人内外のセミナー・ワークショップ
- 学校応援事業
  - 地域学校協働支援
  - 学校支援ツールの研究・開発
- 理事・運営（事務局）
  - ネットメディアの運営
  - 会員コミュニティの運営・支援
  - 会計
  - 広報

第1号議案

2022年度 事業報告

対話事業

対話・熟議を主軸とした教員一人ひとりに学びと気付きを与える事業です。

LHR -Learn Hack Room-

学校の先生を中心に教育に強い関心のある方々が、業種や性別、年齢を問わずに集まり、対話をして明日からの教育活動をもっと良いものにしていく活動がLHR-Learn Hack Room-です。2022年度はオンラインのLHRの他、地域交流センターいわま「あたご」において実際に集まってのリアルイベントも実施しました。また、LHRをよりライトでくだけたイベントLHR freeも新しくはじめました。

報告

日付	テーマ	参加人数
2022.5.21	生きる力	12
2022.6.18	コミュニケーション能力	12
2022.7.16	不登校	15
2022.8.20	部活動の意義とこれから	13
2022.9.17	サードプレイス	13
2022.10.15	教育の目的	20

2022.11.19	国際理解教育	7
2023.1.21	学校と地域の連携	18
2023.2.18	学校支援・学校応援	14
2023.3.18	理想の学校教育とは	10

LHR free

2022.2.5	オンライン授業	
2022.3.5	不登校について	
2022.4.2	部活動について	
2022.5.7	塾、習い事について	
2022.6.4	非認知能力について	
2022.7.2	異質な者との対話を深めるカリキュラム	
2022.8.6	社会（大人達）への働きかけ方法を設計してみる、子ども達向けカリキュラム効果を最大化するために	
2022.9.3	会に出てから役に立つ学校で習った事	
2022.10.1	起業者を増やし、雇用人数を増やす	
2022.11.5	学校ハラスメントを減らすには	
2022.12.3	子供の熱中と依存症を区別し、その子のライフワーク開拓を支援する	

2023.1.7	通知表（評価）について	
2023.2.4	学校改革、いま教師に出来ること	
2023.3.4	違ってもよい、という教育について（教育を向けるには？）	

LHRリアル

2022.5.15	学校支援	24名

Edcamp 茨城

Edcampは世界中で実施されている、教育をテーマにした対話方のワークショップです。老若男女様々な属性の人が集まり、明日の教育のために熱くディスカッションをかわします。その特徴は参加者自身が対話のテーマを選び、各テーブルごとに分かれてそれぞれの考えや経験、価値観を共有していきます。2022年度は一度、市民ホールやたべにて実際に集まってのリアルイベントを実施しました。

報告

2022年12月17日（日）、市民ホールやたべで実施、22人参加

先生の社会科見学

『学校と社会が繋がってバリアフリーになる』ことをビジョンとし、その一歩目として『先生が社会を知り、新しい形の一歩を踏み出す』ために、「先生の社会科見学」を実施したいと考えています。

『日頃の先生たちが実施している教育が、本当に子どもたちが社会に出るためのものになっているか？』をテーマとして、社会での話を基本軸として教育に落とし込むをしていきたいなと考えています。

報告

日付	テーマ	参加人数
2022.9.2	総合編①	7
2022.9.8	総合編②	8
2022.10.10	企画編①	5
2022.11.22	企画編②	17
2023.2.24	学校を知る編	14
2023.3.29	視点編	14

社会力講演プロジェクト

1　事業の対象

子どもを中心としたこれからの学校教育とは？

2　事業の場所・期間

BARK Studio（バークスタジオ）：つくば市天久保1丁目7－18

TEL：029－886－6500

令和4年7月18日（月）13：30～15：30

3　事業の概要（内容、参加者数等）

「社会力」の専門家である門脇厚司先生をお呼びして、どうすれば子ども達が「社会力」を身につけられるかを会場およびYouTubeライブ配信で講演していただきました。

参加者

会　場：5名（キャンセル2名オンライン切換）

オンライン：40名

他、活動一覧

日付	テーマ	参加人数
2023.1.11	ひらしぃ流予祝会	12
2023.3.26	ひらしぃ流ファシリテーションセミナー	9
2022.5.6	第1回セカフザ（会員間の対話ワーク）	
2022.6.3	第2回セカフザ（会員間の対話ワーク）	
2022.7.15	第3回セカフザ（会員間の対話ワーク）	
2022.8.21	第4回セカフザ（会員間の対話ワーク）	

2022.9.23	第5回セカフザ（会員間の対話ワーク）	
2022.10.22	第6回セカフザ（会員間の対話ワーク）	
2022.11.26	第7回セカフザ（会員間の対話ワーク）	
2022.12.27	第8回セカフザ（会員間の対話ワーク）	
2023.1.29	第9回セカフザ（会員間の対話ワーク）	
2023.2.16	第10回セカフザ（会員間の対話ワーク）	
2023.3.22	第11回セカフザ（会員間の対話ワーク）	
2023.4.29	第12回セカフザ（会員間の対話ワーク）	
2022.5.24	ちーちゃんとひらしぃの夫婦生活会議 （会員の親睦系イベント）	
2022.5.8	ガイドゲーム会	
2022.6.7	ガイドゲーム（ゲスト：高道祖校長）	
2022.6.25	セルジオさんを囲む会（会員の親睦系イベント）	
2022.7.28	ひらしぃ×やっこちゃん　公開コーチング	
2022.8.1	ガイドゲーム会	
2022.8.2	ガイドゲーム会	
2022.8.3	ガイドゲーム会	
2022.8.4	ひらしぃ×やっこちゃん　公開コーチング の振り返り会	

2022.8.5	NASAゲーム	
2022.8.12	セルジオさんと対話会	
2022.8.13	ラブレターゲーム	
2022.8.27	ファシリテーション勉強会	
2022.9.25	アソシアフリースタイルプレゼンフェス	
2022.9.26	ファシリテーション勉強会	
2022.10.20	パワポカラオケ	
2022.12.11	探究方高校生育成プロジェクト	
2023.2.24	学校を知ろう！	
2022.6.8	ラウンジで遊ぼう	
2023.3.3	ラウンジで遊ぼう	

メディア事業

先生の気付きに繋がる情報を発信し、悩める先生を支える事業です。

検索エンジン（SEO）を活用し、支援するティーチャーズメディアと、校務・授業負担軽減ツールを作成する支援ツール開発があります。

活動・ミーティング

No.	開始	内容
1	2022年4月14日	🌐ミーティング

2	2022年4月28日	🌐ミーティング
3	2022年5月12日	🌐ミーティング
4	2022年6月23日	🌐ミーティング
5	2022年7月7日	🌐ミーティング
6	2022年7月21日	🌐ミーティング
7	2022年8月4日	🌐ミーティング
8	2022年8月18日	🌐ミーティング
9	2022年9月15日	🌐ミーティング
10	2022年10月13日	🌐ミーティング
11	2022年11月10日	🌐ミーティング
12	2022年12月8日	🌐ミーティング
13	2023年1月12日	🌐ミーティング
14	2023年2月9日	🌐ミーティング
15	2023年3月9日	🌐ミーティング

プロジェクト

ティーチャーズメディア

項目	内容
リーダー	いがぐり
バディ	ソルティー、いかけん、りょうた
目的	「先生の気づきがそこにある」をコンセプトに、教職員（学校の先生）を中心とした意欲的

	教育活動を行っている方々に向け、これからの教育や、教員、地域の関わり方に気付きを与える教育情報メディアです。 多様な課題意識や公民を交えた専門的な視点から、現在の学校の『そもそも』を研究し、教員の本音を伝えていきます。
発足理由	SEOを活用し、悩める先生に情報を届けたい。また、T-KNITの認知・収益の拡大を図る媒体の一つとしたい。

成果

- ノウハウ提供や、教員インタビューを実施し、コンテンツ総数を84→99まで増やしました。
- また、T-KNITにてメールマガジン情報をバックナンバーとして紹介するようになり、インデックスページ総数は365→663になりました。

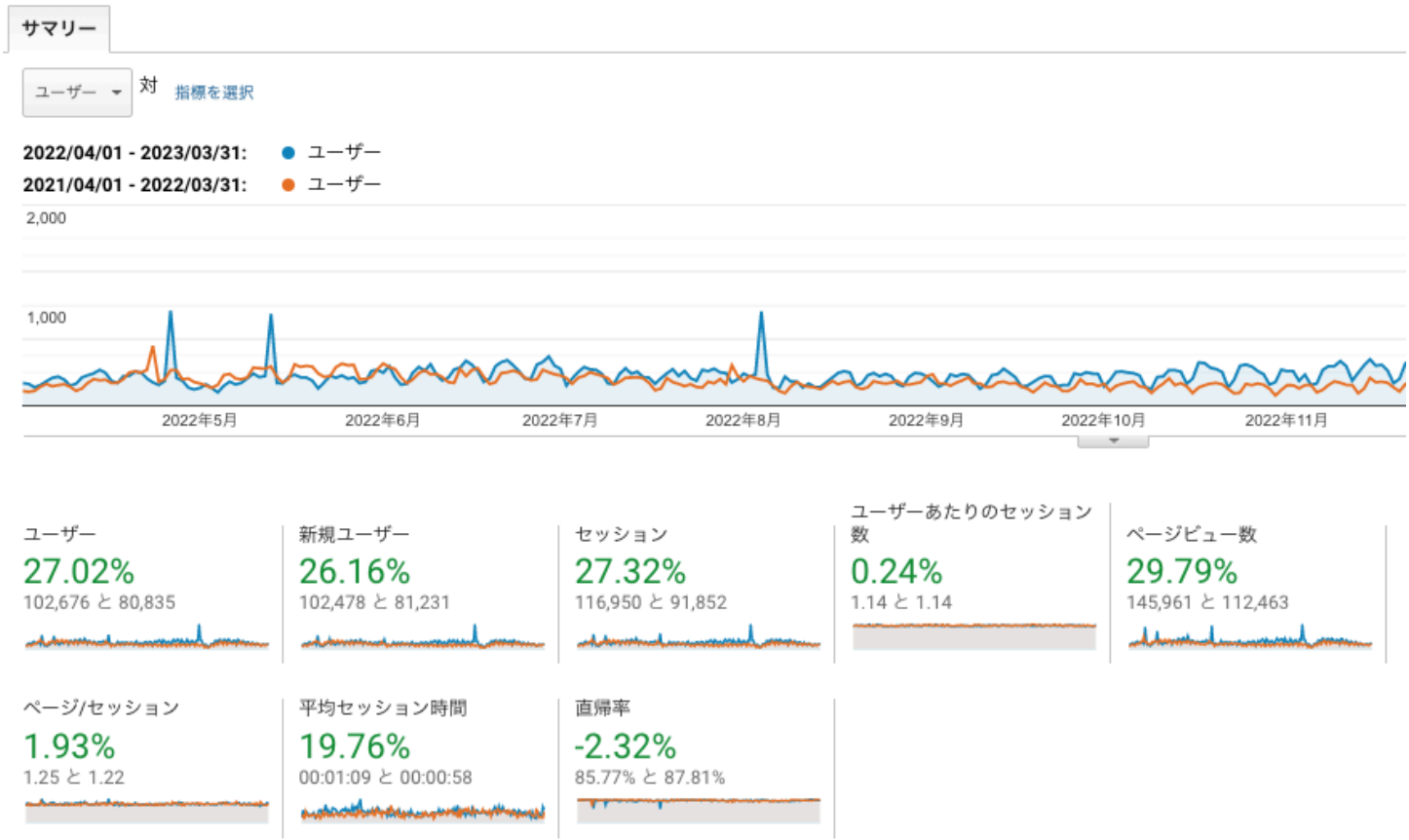

アクセス数が年間15万アクセスへ増加

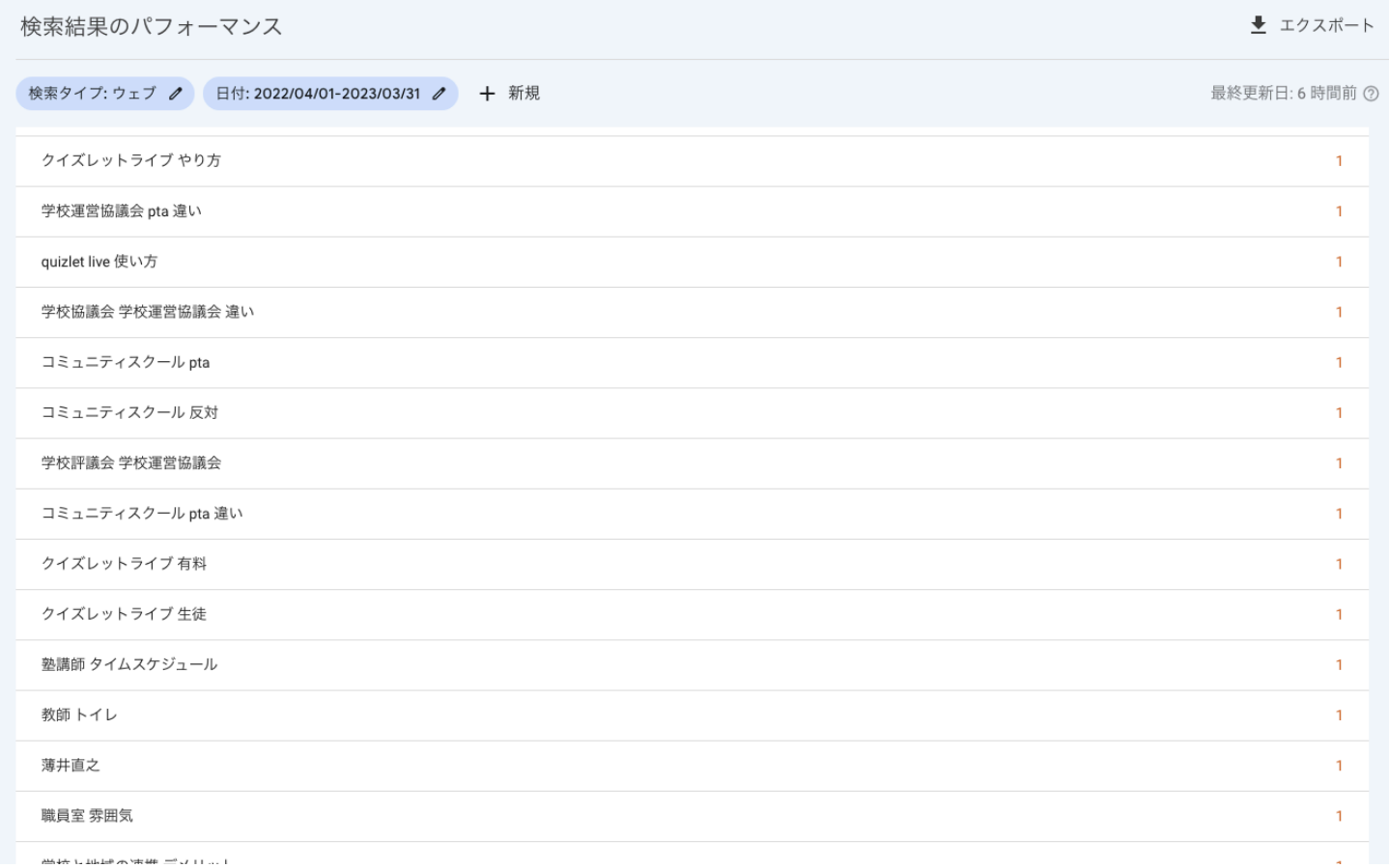

110個ほどのキーワードで1位を取得。2〜3位も多数。

アソシアマガジン（note & メールマガジン）

項目	内容
リーダー	いがぐり
バディ	ソルティー
目的	T-KNIT会員の取り組みや、考え方を内外に広げる

発足理由	メールマガジン会員とのコミュニケーションを取っていきたい。

成果

購読者は278名。(4月1日時点)

平均開封率は45%と高い数値になった。(業界のメルマガ開封率の平均は20%前後)

インタビュープロジェクト(新・旧含む)

項目	内容
リーダー	いがぐり
バディ	りょうた、ソルティー
目的	頑張っている教育関係者の声を広く届ける
発足理由	すでにインタビューを行っているデータがあり、掲載したい。 インタビューをしてみたい方がいるので、やっていきたい。

成果

- 旧インタビュープロジェクトの内、2本を掲載。8本を公開待ちにまで完了。
  - 理想の学校づくりに必要なコミュニケーションの方法
  - 深見太一先生へインタビュー！クラス会議のやり方と学級会との違い
- 信田 雄一郎氏のインタビューを完了・掲載。
  - 不登校はなくなる⁉興味関心の畑を耕し、種まきを大人からしていくべき。

教員を支える機関 雑誌掲載（受託事業）

項目	内容
リーダー	ソルティー
バディ	なし
目的	教員を助ける組織があることを学校関係者に伝えたい
発足理由	日本教育新聞からの受託

成果

1. 01-幸せな先生を増やし、子と〝もたちへの幸せの循環を創る
2. 02-対話を通して先生のマイント〝を変え、次の一歩につなか〝る行動を促す
3. 03-気づきに繋がる情報で、悩める先生を支える
4. 04-学校の先生を支える人を増やし、働く環境を良くする

が掲載、発刊された。（いろんな校長先生から連絡をもらった）

学校応援事業

学校の先生を支える人を増やし、働く環境を良くする事業。

主に地域社会、保護者に対して先生を支えたいと思う人を増やしていこうというコンセプトで、地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）の推進や、地域学校協働活動コーディネーター養成講座の企画を推進しています。

ミーティング

No.	開始	内容
1	2022年4月28日	🌐学校応援リーダーミーティング
2	2022年8月9日	🌐リーダーへインタビュー
3	2022年8月20日	🌐ビジョンミーティング
4	2022年9月24日	🌐リーダー交代に繋がるミーティング
5	2022年10月8日	🌐なぜ支援する人は必要なのか？
6	2022年10月23日	🌐そもそも学校応援チームは何を目指しているのか？など
7	2022年11月9日	🌐コミュニティ・スクール勉強会
8	2022年11月26日	🌐コーディネーター養成講座は何が大事なのか？
9	2022年12月11日	🌐地域未来創造カイギという名のチーム勉強会をはじめたい
10	2023年1月28日	🌐目的の共有と報告
11	2023年2月24日	🌐学校応援チームの目的って何？
12	2023年2月26日	🌐会員の悩みを聞く
13	2023年3月17日	🌐DAYミーティング リーダーがやろうとしていることの共有
14	2023年3月17日	🌐Nightミーティング リーダーがやろうとしていることの共有

プロジェクト

支援ツール評価開発

項目	内容
リーダー	いかけん
バディ	たからん、ソルティー
目的	先生の仕事を楽にするためのツールや仕組みを考える。要望に応じてオリジナルのツール作成、既存のツールの提案、ツール導入時の課題解決等を行う。 学習用教材やツール等のデータベース作成、学習指導要領のスキルツリー化等を行う。
発足理由	ITを使った校務など、働き方改革などを進めるにあたって強力な手段になるため。

活動・ミーティング

No.	開始	タイトル
1	2022年4月14日	🌐支援ツールミーティング
2	2022年4月28日	🌐支援ツールミーティング
3	2022年5月12日	🌐支援ツールミーティング
4	2022年5月26日	🌐支援ツールミーティング
5	2022年6月9日	🌐支援ツールミーティング
6	2022年6月23日	🌐支援ツールミーティング

7	2022年7月7日	🌐支援ツールミーティング
8	2022年7月21日	🌐支援ツールミーティング
9	2022年8月4日	🌐支援ツールミーティング
10	2022年8月18日	🌐支援ツールミーティング
11	2022年9月1日	🌐支援ツールミーティング
12	2022年9月15日	🌐支援ツールミーティング
13	2022年9月29日	🌐支援ツールミーティング
14	2022年10月13日	🌐支援ツールミーティング
15	2022年10月27日	🌐支援ツールミーティング
16	2022年11月10日	🌐支援ツールミーティング
17	2022年11月24日	🌐支援ツールミーティング
18	2022年12月8日	🌐支援ツールミーティング
19	2022年12月22日	🌐支援ツールミーティング
20	2023年1月5日	🌐支援ツールミーティング
21	2023年1月19日	🌐支援ツールミーティング
23	2023年2月16日	🌐支援ツールミーティング
24	2023年3月2日	🌐支援ツールミーティング
26	2023年3月30日	🌐支援ツールミーティング

成果

教員の負担低減に使えそうなツールの調査を行い、一部のツールは実際に使ってみて有効性を評価した。また、T-KNIT内で利用しているツールの設定等も行い、学校やコミュニティーでのツール運用に関するノウハウの蓄積も行っている。

評価したツール一覧

- Clipchamp
- flexclip
- カジュアル面談プラットフォームMeety
- streamyard
- CLOVA Note
- LINE WORKS
- Band
- サークルスクエア
- Slackハドルミーティング
- ChatGTP
- metalife

評価作業動画

学校で使える？カジュアル面談使ってみた（Meety）

https://www.youtube.com/watch?v=frseTYTzXOw

学校で使える？AI音声認識文字起こしアプリ『CLOVA Note』使ってみた

https://www.youtube.com/watch?v=wY9PDZicqN8

学校コミュニティで使える？LINE WORKS、使ってみた

https://www.youtube.com/watch?v=d3kdhJGpfuU

学校コミュニティで使える？Band、使ってみた

https://www.youtube.com/watch?v=upYrHA6rNfI

学校コミュニティで使える？サークルスクエア、使ってみた

https://www.youtube.com/watch?v=Hp1Ns6KUqi0

学校で使える？動画編集サービス『flexclip』使ってみた

https://www.youtube.com/watch?v=fNBXtd_ZJBw

学校で使える？メタバースコミュニティサービス『MetaLife』使ってみた

https://www.youtube.com/watch?v=jZXlli2pXVI

Re:そもそも研究室

項目	内容
リーダー	ソルティー
バディ	梅ちゃん
目的	みんなが行きたくなる学校づくりってどうやったらできるかの探求

発足理由	1. そもそも研究室の取り組みが面白かったのでなくしたくない 2. 不登校が増えているので、その原因を探りたい

活動・ミーティング

No.	開始	タイトル
1	2022年9月29日	そもそも研究室のテーマを考えていこう
2	2022年10月20日	そもそも研究室の対象って？
3	2022年12月1日	目線合わせミーティング

成果

ミーティングを複数回行ったが、リーダーが他の事業に手一杯になり、実際に開始されることはなかった。

岩間コミュニティ・スクールサポート

項目	**内容**
リーダー	ソルティー
バディ	ちーちゃん
目的	公立小学校・中学校をみんなが理想とする学校にするためにはどうすれば良いか？を第三者として現場に足を運び、研究・支援する
発足理由	3. 一人で行ってきたコミュニティ・スクールサポートだが、学校の支援は非常に難しく、たくさんの人手が必要になったため。

	4. 現場に行って分かることもたくさんあるため。

成果

- 学校に関わる教員・保護者の悩みを聞く会が開催できた。
- 学校運営協議会の支援ができた
- 学校内部に入って授業支援ボランティアができた
- 学校運営協議会としてメンバーとともに授業を行った

その他学校運営協議会の活動は下記の報告を参照。

令和5年2月16日 岩間第一学校運営協議会.docx

令和5年2月15日

岩間第一小学校 校長
岩間学校運営協議会

岩間第一学校運営協議会
作成　塩畑 貴志

令和4年度 岩間第一小学校 学校運営協議会（報告）

標記の件につきまして、下記のとおりご報告いたします。

記

1.学校運営協議会の開催

開催日	協議内容
2022/6/1	関係者顔合わせ、岩間第一小学校の状況について、今後の運営について
2022/7/15	6 年生の課題と現状、今後の施策について、コミュニティの運営形態の作成
2022/10/4	学校長による育てたい児童像・学校像・地域へ依頼したいことの共有、担任によるクラス運営とビジョンの共有
2023/2/16	令和 4 年度 活動報告について、来年の委員選定について（予定）

2．学校運営協議会（分科会）の開催

開催日	協議内容
2022/7/6	PTA との協力について、不満を持っている保護者の対応、地域・保護者のコミュニティ化について、学校運営協議会の開催について
2022/7/29	ネット上コミュニティの形成について、6 年生の対応の企画提案について
2022/9/16	先生たちの様子、学校支援ボランティアについての話し合い、先生たちの悩みを聞く会を学校運営協議会として提案
2022/10/14	学校運営協議会メンバーでのボランティア開始、学校の負担軽減について
2022/11/11	ボランティアをやってみての改善点共有、学校支援ボランティアの集客導線について、6 年生への解決へ向けた授業提案について

2022/12/09	6 年生の課題解決に向けた授業の内容の協議、一部保護者の対応について、来年を含めた学校運営協議会について
2023/1/13	来年度の学校運営協議会について、委員の候補人選について、来年度実施したいことについて
2023/2/10	これからの岩間一小について、委員の増員について、学校運営協議会の活動報告と周知について
2023/3/10	来年度 学校運営協議会のスケジュールについて（予定）

3.学校支援ボランティアの開催

開催日	支援内容
2023/1/10	6 年 1 組、6 年 2 組に対して、学校・クラスへの課題、なりたい自分への目標設定
2022 年 10 月～	学校運営協議会としてボランティアを開始。森田（月曜日）、塩畑（木曜日）、国広（不定期）が毎週支援を行った。

４．その他の活動

開催日	内容	活動内容
2023/2/8	岩間学校運営協議会 4 校会議	岩間 4 校の活動共有、今後の岩間学区の連携について
2023/2/17	岩間学校運営連絡協議会	岩間の学校運営協議会に対しての連絡・通知・共有（予定）
2023/2 月後半	笠間市教育長 訪問	笠間市教育長と岩間第一学校運営協議会で今後の運営について協議（予定）

以上

地域学校協働コーディネーター養成講座

項目	内容
リーダー	ソルティー

バディ	yuminco → おこめ、ゆうこ
ビジョン	「早く大人になりたい！」って憧れられる大人をたくさん増やしていきたい
目的	俺には関係ないと考えてる人たちを動かす、気持ちを変える手法を学ぶ
発足理由	1. 「俺には自分の子供がいないから関係ない」という人が多くなっているから、子どもたちが不満を持ち、「大人はみんな信頼できない」と呟き、荒れている学級ができあがるため。 2. コミュニティ・スクールの活性化や、学校の本質的な変革のためには地域・学校の間を取り持つ、第三者コーディネーターが必要であるとミーティングで結論が出たため。

活動・ミーティング

No.	開始	タイトル
1	2022年12月19日	養成講座はどのように行うか？
2	2023年1月5日	養成講座はどうして必要なのか？
3	2023年1月6日	協会ビジネスで行うほうが良いのか？
4	2023年1月8日	未来動画プロジェクトは学校でできるのか？
5	2023年1月9日	未来動画プロジェクトを行う必要性
6	2023年1月10日	話を聞いてくれるパートナー募集
7	2023年2月7日	未来動画プロジェクトのスケジュールを立てるなど詳細設計
8	2023年2月8日	なぜ養成講座をやりたいのか？未来動画プロジェクトをやりたいのか？
9	2023年2月28日	養成講座の手順とマップの作成
10	2023年3月9日	養成講座の内容・特徴のシェア
11	2023年3月16日	どんな養成講座を作りたい？

12	2023年3月23日	T-KNITが実現したい社会と養成講座をリンクさせる

地域未来創造カイギ

項目	内容
リーダー	ソルティー
バディ	
目的	1. 地域と学校をもっと身近に 2. 会員のコミュニティ・スクール学習・交流会
発足理由	「コミュニティ・スクールについてプロジェクトを行うチームのメンバーがコミュニティ・スクールのことを知らないのは良くないだろう」ということで企画された

活動・ミーティング

No.	開始	タイトル
1	2023年1月14日	特別支援学校のコミュニティ・スクール実践事例から考える教育の未来～

成果

77名の方が参加した。

子供と親向けにお金の授業をしたい（後援）

項目	内容

リーダー	ザキヤマ
バディ	ザキヤマの仲間
目的	お金に関する授業を行いたい
発足理由	協力が欲しいということで活動に対してT-KNITが後援をしています。

成果

- PTAと一緒に活動は出来ず
- 水戸市内の全小学生約3%に授業実施
- 100%の保護者から好意的な反応
- 水戸市教育委員会から、個別相談あり
- 今年度は、つくばみらい市、守谷市、神栖市、鹿嶋市、潮来市辺りを重点的に展開予定

下妻市の教育を変えたい！

項目	内容
リーダー	たっちー
バディ	~~エリザベス~~
目的	茨城県下妻市高道祖（たかさい）地区にある、たかさい地域コミュニティースペース「めぐりあい広場たかさい」＆高道祖小学校コミュニティ・スクールをつくって、下妻市の教育を変える
その他	

活動・ミーティング

【活動】

- みんなの居場所および学校と地域をつなぐための拠点である地域コミュニティースペース「めぐりあい広場たかさい」の立ち上げ支援
- 下妻市立高道祖（たかさい）小学校の支援、コミュニティ・スクール推進化
- 夢100プロジェクトの夢100アカデミートークセッションへの協力

1．夢100アカデミートークセッションvol.1

テーマ:これからの時代の学校について～地域はどう関われるか？～

日時　2月11日 (土祝) 13:30～15:30

場所　飛燕塾（ファームガーデン敷地内）

定員 12名（満員）

主催 夢100プロジェクト

協力 NPO法人教員支援ネットワークT-KNIT

2．夢100アカデミートークセッションvol.2【開催予定】

テーマ:コミュニティースクールについて～地域はどう関われる？～

日時　4月30日 (日) 14:45～17:00

場所　下妻公民館　学習室

募集人数 20名

主催 夢100プロジェクト

協力 NPO法人教員支援ネットワークT-KNIT

成果

太刀川の支援をしてくださっているおかげで、心折れずに先生たちに関わり続けることができました。少しずつ地域ともつながりができはじめ、高道祖小学校の先生方とも信頼関係を築くことができるようになってきました。

そのおかげなのか、時代の流れなのか、令和5年度に下妻市教育委員会管轄の12校の小中学校のうち、パイロット校5校で、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されました。

令和5年4月30日に学校運営協議会委員および地域学校協働活動推進員の任命式および研修会が開催されることになりました。また来年令和6年度には全校で導入予定です。これからが本番だと考えています。

石岡市PTA連絡協議会DX支援（受託事業）

項目	内容
リーダー	ソルティー
バディ	ゆづる（実行者）
クライアント	石岡市PTA連絡協議会
目的	デジタルを活用したシン・PTAを作りたい
発足理由	石岡市のPTAがコロナで形骸化し、行事をなんでも拒否するようになった。このままでは行けないと思い、デジタルを活用した取り組みを進める改革派が行っているプロジェクトを支えて欲しい

活動・ミーティング

NO.	開始	場所/ツール	参加人数	タイトル
1	6月18日（土）	石岡市ひまわりの館	約40人	シン・PTA研修会（PTA指導者研修会）
2	6月19日（日）	自宅		シン・PTA研修会の活動動画作成
3	7月7日（木）	石岡市ひまわりの館	約40人	子育てネットワーク委員会　研修会①
4	7月8日（金）	自宅		子育てネットワーク委員会　研修会動画作成
5	8月17日（水）	Zoom		オンライン会議用Zoomの貸出
6	9月27日（火）	石岡幼稚園	約10人	石岡市PTA連絡協議会　親睦会事業会議
7	10月28日（金）	LINE通話		Googleフォーム作成の相談
8	11月16日（水）	石岡市ひまわりの館	約50人	子育てネットワーク委員会　研修会②
9	11月17日（木）	自宅		子育てネットワーク委員会　研修会動画作成
10	12月20日（水）	石岡市ひまわりの館	約30人	親睦会事業についてヒアリング
11	2月17日（金）	石岡市ひまわりの館	約56人	子育てネットワーク委員会　研修会③
12	2月18日（土）	自宅		子育てネットワーク委員会　研修会動画作成
13	3月16日（木）	石岡幼稚園	6人	次年度の体制の引継ぎ等

成果

昨年度6月から市P連の伴走支援を実施したが、初年度ということで自分自身もどういう仕組みになっているかを把握しながら、できることから伴走支援を行っていった。伴走支援を行っている内容は自分自身は負担

を感じることはないが、PTAの皆さんの負担感を肩代わりしていたり、相談できる人がいる安心感を与えることが大事だと思う。今年度も継続した支援を行うと同時に、ほかの市町村のPTAの伴走もできたらと思っています。

1	シン・PTA研修会の動画作成	https://youtu.be/ETeiDkpJIFM
2	子育て支援ネットワーク委員会研修会　動画作成①	https://youtu.be/9VlU6GgZDiU
3	子育て支援ネットワーク委員会研修会　動画作成②	https://youtu.be/scxmZLn207g
4	子育て支援ネットワーク委員会研修会　動画作成③	https://youtu.be/CKnFtYhKELA

令和4年度 地域とともにある学校づくり推進フォーラム（受託事業）

項目	内容
リーダー	ソルティー
バディ	おこめ
クライアント	文部科学省
目的	コミュニティ・スクールの趣旨を”正しく”理解させ、コミュニティ・スクールの実践に向けて動き出してもらう
発足理由	コミュニティ・スクールが努力義務化になったことにより、活動・導入が活発になった一方、理解不足のまま運営をし、学校の負担が増大することになっているため。

活動と成果

No.	開始	場所	参加人数	タイトル
1	2022年6月11日	兵庫県神戸市	約1000名	地域とともにある学校づくり推進フォーラム in 神戸
2	2023年1月5日	大分県玖珠町	約1100名	全国コミュニティ・スクール研究大会 2022 玖珠 / 地域とともにある学校

				づくり推進フォーラム in 玖珠
3	2023年1月6日	東京都霞が関	約500名	地域とともにある学校づくり推進フォーラム 2022アワード・全国公民館研究フォーラム

運営

T-KNITの運営に関わるサポートと、ティーチャーズアソシアの交流、外部講師と学校の接続に関わる事業です。

広報

T-KNITの情報周知に関わる内容をお届けします。

媒体	変化	感想
メールマガジン	308→283	一週間に一度のペースになった。（配信はいがぐり）また、事務局がイベントのお知らせをするようになった。
LINE公式	50	配信していない。
Peatix	753→838	イベントを各事業部で行ったため、大きく増加。
Facebookページ	519→573フォロワー	配信を行うようになった。
Facebookグループ（LHR）	103→127	継続的な実施で増加した
Youtube	新規→67	代表理事個人のYoutubeから法人のYoutubeを作成した。
Twitter	新規	以前のTwitterはログインできなくなったので新設した。

対外活動

その他講演活動や、メディア掲載について

講演・研修

日付	依頼者	内容
2022年6月16日	茨城県北生涯学習センター	これからのコミュニティ・スクールの創り方
2022年10月17日	東庄町教育委員会	コミュニティ・スクールの研修会
2022年11月8日	愛知県立名古屋西高等学校	社会人サポーターとして【ブラック校則って何？】
2022年11月21日	社会福祉法人 同仁会	他社と協働するコミュニケーションとやる気を向上させるモチベーションの作り方
2022年11月27日	下妻市PTA連絡協議会	コミュニティ・スクールは誰が進める？協働の本質と取り組みたい課題
2023年1月25日	山形県教育委員会	地域学校協働活動推進員養成講座 ～地域と学校をつなぎ、コーディネートする推進員の役割と重要性～
2023年2月6日	茨城県立下館第一高等学校附属中学校	アントレプレナーシップ ～なぜ勉強をするのか？～
2023年2月26日	みと市民プロジェクト	コミュニティ・スクールについて ～なぜ学校を核にした地域づくりが必要なのか？～

メディア

日付	依頼者	内容
2023年2月22日	LOCALLETTER	地域未来創造カイギについて
2023年3月3日	週刊『教育資料』	現場の課題に応える教育機関（4回掲載）

第2号議案

2022年度　決算報告

2022年 活動計算書

特定非営利活動法人　教員支援ネットワークT-KNIT

活　動　計　算　書

2022年4月1日～2023年3月31日まで

(単位：円)

科　　目	金　　額		
Ⅰ　経常収益			
1.受取会費			
理事			
正会員	417,000		
賛助会員	33,000	450,000	
2.受取寄付金			
受取寄付金	5,600	5,600	
3.事業収益			
対話事業	71,468		
学校応援事業	4,308		
メディア事業			
地域と共にある学校づくり推進フォーラム	5,956,916		
石岡市PTA連絡協議会DX支援	90,000	6,122,692	
5.その他収益			
受取利息	8		
雑収入			
管理収益		8	
経常収益計 ①			6,578,300
Ⅱ　経常費用			
1.事業費			
(1)人件費			
給与手当			
アルバイト人件費			
人件費計②	0		
(2)その他経費			
印刷製本費	62,720		
会場借上費	17,500		
業務委託費	5,626,536		
広告宣伝費	11,698		
講師謝礼金	32,697		
支払手数料	165		
消耗品費	156,140		
賃借料	6,400		
通信運搬費	183,741		
旅費交通費	100,149		
その他経費計③	6,197,746		
事業費計②＋③＝④		6,197,746	
2.管理費			
(1)人件費			
給与手当			
法定福利費			
アルバイト人件費			
人件費計⑤	0		
(2)その他経費			

講師謝礼金	10,000		
旅費交通費			
雑費			
雑損出	108		
印刷製本費			
福利厚生費			
通信運搬費	59,475		
会議費			
研修費			
会費・参加費			
消耗品費			
水道光熱費			
地代家賃			
租税公課	10,000		
業務委託費	13,000		
支払手数料	27,585		
その他経費計⑥	120,168		
管理費計　⑤＋⑥＝⑦		120,168	
経常費用計　④＋⑦＝⑧			6,317,914
当期正味財産増減額　①－⑧＝⑨			260,386
前期繰越正味財産額　⑩			680,775
次期繰越正味財産額　⑨＋⑩			941,161

2022年 貸借対照表

特定非営利活動法人　教員支援ネットワークT-KNIT

貸　借　対　照　表

2023年3月31日現在

(単位：円)

科　　目	金　　額		
Ⅰ資産の部			
1.流動資産			
現金預金	1,054,816		
未収金	15,000		
流動資産合計		1,069,816	
2.固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			1,069,816
Ⅱ負債の部			
1.流動負債			
未払金	128,655		
流動負債合計		128,655	
2.固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			128,655
Ⅲ正味財産の部			
前期繰越正味財産		680,775	
当期正味財産増減額		260,386	
正味財産合計			941,161
負債及び正味財産合計			1,069,816

2022年 財産目録

特定非営利活動法人　教員支援ネットワークT-KNIT

会 計 財 産 目 録

2023年3月31日現在

(単位：円)

科　　目	金　　額		
Ⅰ資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
現金	7,339		
ゆうちょ銀行	1,047,477		
未収金			
2022年度会費（15名分）	15,000		
流動資産合計		1,069,816	
2.固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			1,069,816
Ⅱ負債の部			
1.流動負債			
未払金			
業務委託未払い・会員立替	74,499		
ストライプ手数料（15名分）	540		
三井住友VISAカード	53,616		
流動負債合計		128,655	
2.固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			128,655
正味財産合計			941,161

2022年度　会員数

- 正会員：35名
- 賛助会員
  - 個人：6名
  - 法人：0名
- メルマガ会員

- メルマガ：283名
- Peatix：838名
- LINE公式：50名

2022年度 監査報告

２０２２年度 監査報告

特定非営利活動法人 教員支援ネットワークT-KNIT

代表理事 塩畑 貴志 殿

2022年度における会計書類、帳簿、証拠書類及び現金、預金を監査した結果、適正に処理されていたことを認めます。

監事　伊藤 康志

2023年5月1日

第3号議案

2023年度事業計画

1. 基本方針

『先生の幸せを増やし、子どもたちが幸せになる』という目的実現へ向け、***先生自身の育成と、先生を取り巻く環境の改善の2軸で***力を入れたいと思います。また、会員同士の交流と、質を高め合うことも同時に行います。

2. 事業実施に関する事項

2023年度に行う事業一覧

カテゴリー	区分	プロジェクト
対話事業	LHR	LHR オンラインの開催
		LHR free
		LHR リアル
		LHR Premium
	レクリエーション	誕生会、交流会など
		オフ会
		その他レク
	セミナー&ワークショップ	Edcamp茨城
		先生の社会科見学
		会員間交流会（セカフザ、OviceDeCoffee）など
		あこがれ先生プロジェクト
		予祝会
		予備費
学校応援事業	校務支援・開発	先生の業務改善に繋がるツール類の評価と開発

	地域学校協働	コミュニティ・スクールサポート（岩間第一小学校）
		（アソシア版）地域学校協働コーディネーター養成講座
		地域未来創造カイギ
		講演会
		下妻市の教育を変えたい！
		子どもと親向けにお金の授業を行いたい！
		学校と学校以外の場との連携プロジェクト
		コミュニティ・スクールガイドマニュアルの作成
	その他	予備費
	受託事業	地域と共にある学校づくり推進フォーラム 2023 茨城
		石岡市PTA連絡協議会 シン・PTA構築

全体計画ロードマップ

4月	会計＆総会資料準備
5月	総会
6月	
7月	地域とともにある学校づくり推進フォーラム-茨城（受託事業）
8月	あこがれ先生プロジェクト オールメンバーミーティング Edcamp茨城
9月	
10月	地域学校協働コーディネーター養成講座
11月	オールメンバーミーティング
12月	
1月	次年度計画打ち合わせ
2月	次年度計画準備＆作成 オールメンバーミーティング
3月	

3. 新事業実施に関する事項の解説

対話事業（担当理事：ひらしぃ）

対話事業は、会員同士、または会員だけでなくオープンな形式の2種類のイベントを計画しています。会員同士のイベントでは、お互いの考えや価値観を理解し合いながら、自分の明日からの行動につなげるセミナーや対話会を企画します。オープンなイベントでは、昨年同様に多種多様な人たちが集まり、明日の教育を対話するLHR-Learn Hack Room-を中心に、教育に携わる全ての人が価値を感じられるイベントを企画します。

LHR-Learn Hack Room-

学校の先生を中心に教育に強い関心のある方々が、業種や性別、年齢を問わずに集まり、対話をして明日からの教育活動をもっと良いものにしていく活動がLHR-Learn Hack Room-です。2023年度も引き続き、オンライン、リアル双方のイベントを実施していく予定です。

Edcamp

Edcampは世界中で実施されている、教育をテーマにした対話方のワークショップです。老若男女様々な属性の人が集まり、明日の教育のために熱くディスカッションをかわします。その特徴は参加者自身が対話のテーマを選び、各テーブルごとに分かれてそれぞれの考えや経験、価値観を共有していきます。2023年度はオンライン、リアル双方のイベントを実施していく予定です。

あこがれ先生プロジェクト

先生の先生による先生のための1日。それがこのあこがれ先生プロジェクトです。その内容は、茨城県内で活躍している先生たちに仕事の素晴らしさや楽しさを発表してもらい、参加者みんなで明日からの教育活動の糧にしてもらいます。2023年度は8/6(日)に、市民ホールやたべにて開催します。

先生の社会科見学

『学校と社会が繋がってバリアフリーになる』ことをビジョンとし、その一歩目として『先生が社会を知り、新しい形の一歩を踏み出す』ために、「先生の社会科見学」を実施したいと考えています。2022年度から始まった新事業ですが、2023年度はオンラインとリアル双方の実施ができないかを思案中です。

レクリエーション

お誕生日会やゲーム企画・オールメンバーミーティングなどを通し、会員同士がお互いをより知り、交流を深め、事業の促進や新しい事業の掘り起こし・新規会員獲得などに繋げます。

学校応援事業（担当理事：ソルティー）（補佐：いかけん）

学校応援事業は学校の先生を直接助ける活動ではなく、学校の先生を応援したいという人を増やしたり、学校の先生が働きやすい環境を、整える活動を行っていきます。

地域学校協働コーディネーター養成講座

学校の先生が働きやすい環境を、整えるために地域学校協働の推進があります。そのため、地域学校協働の大切さを伝える講演活動を行っていきます。

主に教育委員会に打診をし、教育委員会から呼んでいただくことを検討しています。

地域未来創造カイギ

前は支援ツール開発として行っていたプロジェクトを学校応援事業の中に組み込みます。行う内容は先生の業務改善に繋がるツール類の評価です。

評価した内容はLive放送にしたり、メディア事業に協力を依頼し、ネットメディアでの掲載を狙います。

無料ツールだけではなく、有料ツールの評価や、一部開発外注等も検討。

下妻市の教育を変えたい！

地域と共にある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの導入マニュアルを引き続き作成します。

ネットメディアにて無償で掲載します。

地域と共にある学校づくり推進フォーラム 2023 茨城

文部科学省とともに『地域とともにある学校づくり推進フォーラム』を行うことになりました。代表理事の塩畑、プロジェクトリーダーの山田の元、活動していきます。

また、フォーラム当日は当日スタッフが必要となるため、対話事業からも人を募集します。

石岡市PTA連絡協議会 シン・PTA構築

PTAのDX支援を進めつつ、会議の実施内容を動画に撮影し、編集したりする。

これをT-KNITメンバーとも一緒に行っていく。

事務局（担当理事：いーしゃん）

運営・事務局は今後は活動を拡充するためにマンパワーに頼るところと、マンパワーに頼らなくてもできるところ（システム・サービス）の2つを切り分け、強化していきます。

特にマンパワーに頼る会計業務や、日程調整、広報に関する作業は事務局として雇用することも検討します。

第4号議案

2023年度 収支予算

2023年度 活動予算書

収支予算

	項目	前年度予算額	予算額	増減（今年－前年）	摘要
収入の部	会費	420,000	432,000	12,000	会員数　42名→35名
	賛助会員	9,000	33,000	24,000	口数　5口→3口
	前期繰越金	680,487	800,000	119,513	
	対話事業	140,000	740,000	600,000	あこがれ先生プロジェクト
	メディア事業	36,000	0	△36,000	事業廃止。事務局に統合
	学校応援事業	9,000	3,818,000	3,809,000	地域とともにある学校づくり推進フォーラム、PTADX支援などの依託
	受託事業	6,000,000	0	△6,000,000	受託は各事業部で行うことになった。
	その他事業	30,000	0	△30,000	オフ会、すぐスポ等
	雑収入	2	0	△2	預金利子等
	収入合計	7,324,489	5,823,000	△1,501,489	
支出の部	対話事業	242,000	1,010,300	768,300	LHR、あこがれ先生プロジェクト、セミナー&ワークショップ等
	メディア事業	373,000	0	△373,000	事業廃止。事務局に統合
	学校応援事業	240,000	3,770,000	3,530,000	校務支援ツール、地域学校協働、地域とともにある学校づくり推進フォーラム、PTADX支援などの依託
	受託事業	6,000,000	0	△6,000,000	受託は各事業部で行うことになった。
	事務局	425,489	735,800	310,311	会計、共有使用ツール費用等
	その他事業	44,000	0	△44,000	すぐスポ等
	予備費	0	0	0	
	支出合計	7,324,489	5,516,100	△1,808,389	
当期収支		0	306,900	306,900	収入合計－支出合計

収支予算グラフ（受託事業を除く）

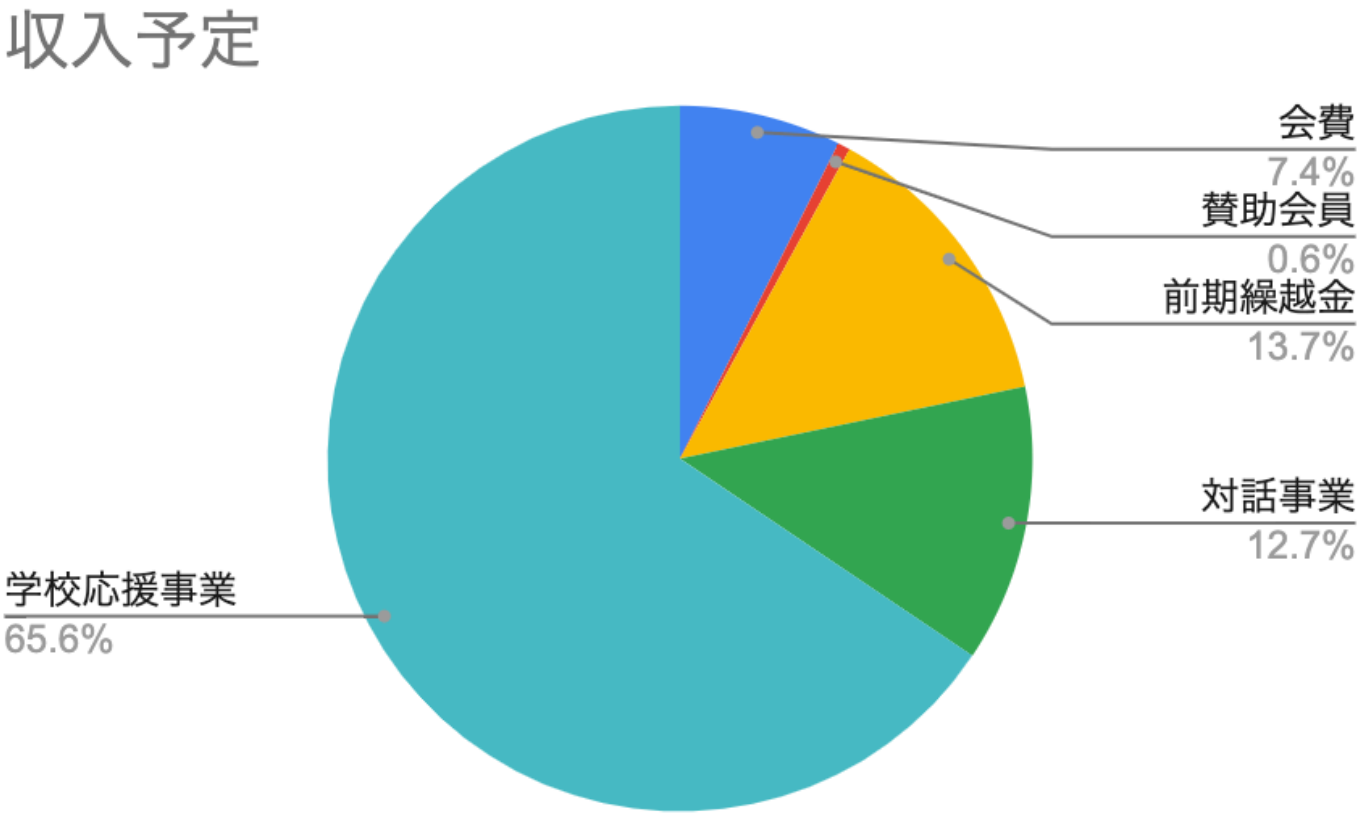

予算額

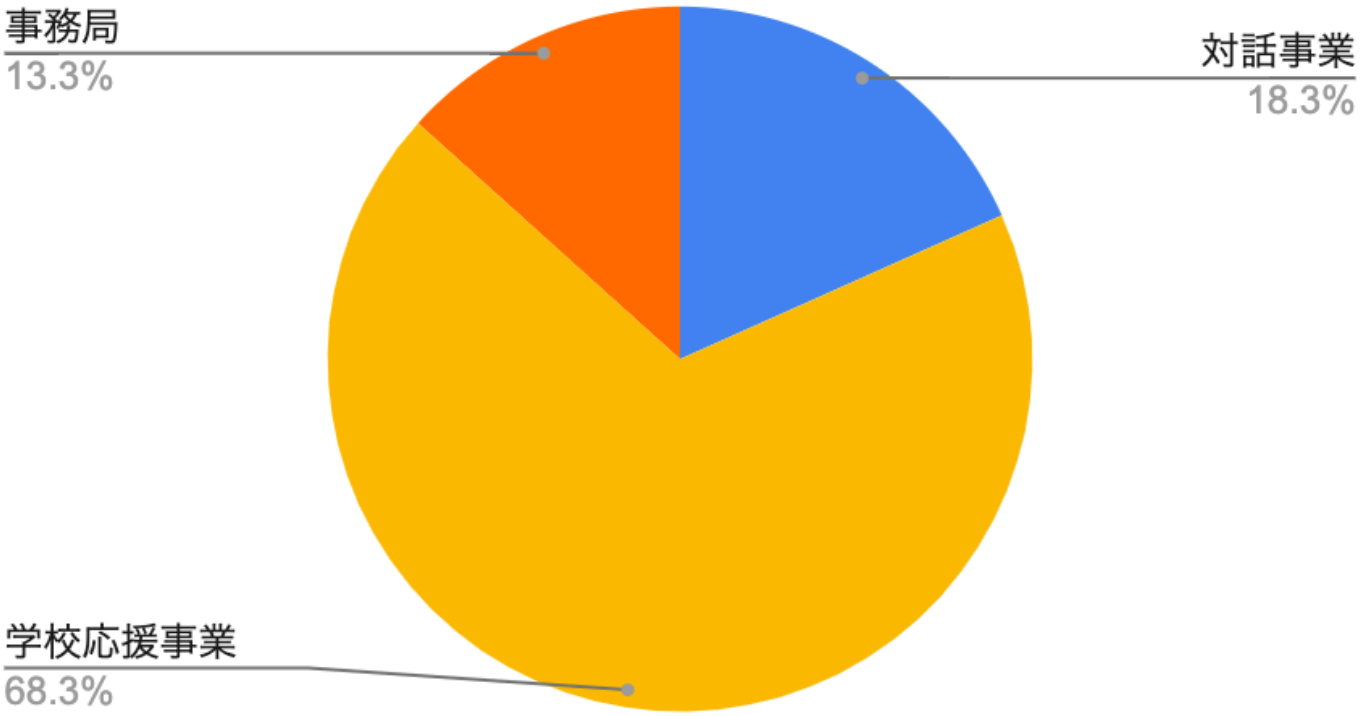

第5号議案

役員の選任並びに承認を求める件

役職	氏名	事由	期間
代表理事	塩畑 貴志	継続	2023年4月1日～ 2024年5月31日
副代表理事	五十嵐 司	退任	
副代表理事	平嶋 一輝	変更	2023年4月1日～ 2024年5月31日
副代表理事	井川 健一	変更	2023年4月1日～ 2024年5月31日
理事	藤代 華歌	退任	
理事	井出 規子	着任	2023年4月1日～ 2024年5月31日
理事	山田 優	着任	2023年4月1日～ 2024年5月31日
理事	小川 美穂	着任	2023年4月1日～ 2024年5月31日
理事	羽鳥 直道	着任	2023年4月1日～ 2024年5月31日
監事	伊藤 康夫	継続	2023年4月1日～ 2024年5月31日

第6号議案

定款の変更

理事・監事の任期を4月までの任期にしておりましたが、引き継ぎに矛盾が生じるため、次回の通常総会までに変更いたします。

正会員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

特定非営利活動法人
教員支援ネットワーク T-KNIT定款（旧）

特定非営利活動法人 教員支援ネットワーク T-KNIT定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人 教員支援ネットワーク T-KNITという。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を茨城県笠間市に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は,教育者の業務負担を軽減し,教育者が“子供の成長”という目的の為に力を注げるようサポートを行い,子供たちが自らの才能を開花させ,成長した子供たちがより良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　社会教育の推進を図る活動

(2)　まちづくりの推進を図る活動

(3)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(4)　情報化社会の発展を図る活動

(5)　子どもの健全育成を図る活動

(6)　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(7)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条

1.　この法人は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1.1.　特定非営利活動に係る事業

1.1.1.　ICTを用いた教員負担軽減にか

かわる事業

1.1.2. 地域資源を活かし課題を解決していく事業

1.1.3. 教材・プログラムの製作事業

1.1.4. ウェブサイト・メディアを用いた情報発信事業

1.1.5. 会報及び出版物の発行にかかわる事業

1.1.6. 人材育成にかかわる事業

1.1.7. 課題を解決していくコミュニティビジネスにかかわる事業

1.1.8. 学内外での授業や体験学習の企画・準備・運営などにかかわる事業

1.1.9. その他目的を達するために必要な事業

1.2. その他の事業

1.2.1. 物品販売の事業

1.2.2. 各種企画の事業

1.2.3. 教材販売の事業

1.2.4. その他目的を達するために必要な事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(3) 登録会員

この法人からの情報を得る、イベントに参加するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進することを条件とし、正会員以外の入会については、特に条件を定めない。

1. 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。
2. 代表理事は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
3. 代表理事は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由とともに本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条　正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　正会員及びその他の会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　本人から退会の退会届の提出があったとき。

(2)　本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3)　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4)　除名されたとき

（退会）

第10条　正会員及びその他の会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　3人以上10人以内

(2)　監事　1人以上2人以内

理事のうち、1人を代表理事とする。必要性が認められた場合に限り、２人以下の副代表理事を置くことが

できる。

（選任等）

第14条

1. 理事及び監事は、総会において選任する。
2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条

1. 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は次に掲げる職務を行う。
   - 5.1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
   - 5.2. この法人の財産の状況を監査すること。
   - 5.3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
   - 5.4. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
   - 5.5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条

1. 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（辞任）

第19条　役員から辞任の意向があった時は、理事会の議決により、これを解任することができる。

（報酬等）

第20条

1. 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。
2. 役員にはその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（事務局及び職員）

第21条

1. この法人に事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
2. 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。
3. 事務職員は代表理事が任免する。

第5章　総会

（種別）

第22条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会

の2種とする。

（構成）

第23条　総会は正会員をもって構成する。

（権能）

第24条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条(臨機の措置)において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第25条

1. 通常総会は毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
2. 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
   2.1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
   2.2. 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
   2.3. 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第26条

1. 総会は前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知

しなければならない。

（議長）

第27条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第28条　総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第29条

1. 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第30条

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
4. 前項の規定により表決した正会員は、第28条(定足数)、第29条(議決)第2項、第31条(議事録)第1項第2号、第53条（定款の変更）の適用については、総会に出席したものとみなす。
5. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第31条

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
   1.1. 日時及び場所
   1.2. 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
   1.3. 審議事項
   1.4. 議事の経過の概要及び議決の結果
   1.5. 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
3. 前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
   3.1. 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
   3.2. 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
   3.3. 総会の決議があったとみなされた日
   3.4. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構成）

第32条　理事会は理事をもって構成する。

（権能）

第33条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営に関する事項

(4) 会員からの企画提案に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第34条　理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招

集があったとき。

（招集）

第35条

1. 理事会は代表理事が招集する。
2. 代表理事は、第34条(開催)第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第36条　理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名したものがこれに当たる。

（定足数）

第37条　理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第38条

1. 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
2. 理事会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権）

第39条

1. 各理事の表決権は平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
4. 前項の規定により表決した理事は、第37条、第38条及び第39条第2項、第39条第3項の適用

については、理事会に出席したものとみなす。

5. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第40条

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
   1.1. 日時及び場所
   1.2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）
   1.3. 審議事項
   1.4. 議事の経過の概要及び議決の結果
   1.5. 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第41条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の区分）

第42条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第43条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第44条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第45条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

（事業計画及び予算）

第46条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第47条

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第48条

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設定することができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第49条　予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第50条

1. この法人の事業報告書、活動計算書、賃借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第51条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始ま

り、翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第52条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第53条　この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)

(5)社員の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10)定款の変更に関する事項

（解散）

第54条

1. この法人は次に掲げる理由により解散する。
   1.1. 総会の決議
   1.2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
   1.3. 正会員の欠亡
   1.4. 合併
   1.5. 破産手続きの開始
   1.6. 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の理由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（剰余金の非分配）

第55条　この法人は剰余金の分配は行わない。

（残余財産の帰属）

第56条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（合併）

第57条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第58条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第10章　雑則

（細則）

第59条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款はこの法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事　塩畑　貴志

副代表理事　菊地　章雄

理事　小勝　さやか

理事　林　紘平

理事　細田　侑

監事　塩畑　翔

監事　伊藤　康夫

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成32年3月末日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条(事業計画及び予算)の規定にかかわらず、設立総会

の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第51条(事業年度)の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月末日までとする。

６　この法人の設立当初の正会員及び賛助会員の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員　　入会金　無料

年会費　1000円

(2)　賛助会員　　入会金　無料

年会費　1口　1000円

特定非営利活動法人
教員支援ネットワーク T-KNIT定款（新）

特定非営利活動法人 教員支援ネットワーク T-KNIT定款

第1章　　総則

（名称）

第1条　　この法人は、特定非営利活動法人 教員支援ネットワーク T-KNITという。

（事務所）

第2条　　この法人は、主たる事務所を茨城県笠間市に置く。

第2章　　目的及び事業

（目的）

第3条　　この法人は,教育者の業務負担を軽減し,教育者が“子供の成長”という目的の為に力を注げるようサポートを行い,子供たちが自らの才能を開花させ,成長した子供たちがより良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　　社会教育の推進を図る活動

(2)　　まちづくりの推進を図る活動

(3)　　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(4)　　情報化社会の発展を図る活動

(5)　　子どもの健全育成を図る活動

(6)　　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(7)　　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条

1.　　この法人は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1.1.　　特定非営利活動に係る事業

1.1.1. ICTを用いた教員負担軽減にかかわる事業

1.1.2. 地域資源を活かし課題を解決していく事業

1.1.3. 教材・プログラムの製作事業

1.1.4. ウェブサイト・メディアを用いた情報発信事業

1.1.5. 会報及び出版物の発行にかかわる事業

1.1.6. 人材育成にかかわる事業

1.1.7. 課題を解決していくコミュニティビジネスにかかわる事業

1.1.8. 学内外での授業や体験学習の企画・準備・運営などにかかわる事業

1.1.9. その他目的を達するために必要な事業

1.2. その他の事業

1.2.1. 物品販売の事業

1.2.2. 各種企画の事業

1.2.3. 教材販売の事業

1.2.4. その他目的を達するために必要な事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章　会員

(種別)

第6条　この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)　正会員

この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人

(2)　賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(3)　登録会員

この法人からの情報を得る、イベントに参加するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条　正会員の入会については、法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進することを条件とし、正会員以外の入会については、特に条件を定めない。

1. 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。
2. 代表理事は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3. 代表理事は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由とともに本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条　正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　正会員及びその他の会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 本人から退会の退会届の提出があったとき。
(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
(4) 除名されたとき

（退会）

第10条　正会員及びその他の会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　3人以上10人以内
(2)　監事　1人以上2人以内

理事のうち、1人を代表理事とする。必要性が認められた場合に限り、２人以下の副代表理事を置くことができる。

（選任等）

第14条

1. 理事及び監事は、総会において選任する。
2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条

1. 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は次に掲げる職務を行う。
   5.1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
   5.2. この法人の財産の状況を監査すること。
   5.3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
   5.4. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
   5.5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条

1. 役員の任期は1年**（次回の通常総会まで）**とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（辞任）

第19条　役員から辞任の意向があった時は、理事会の議決により、これを解任することができる。

（報酬等）

第20条

1. 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。
2. 役員にはその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（事務局及び職員）

第21条

1. この法人に事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
2. 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。
3. 事務職員は代表理事が任免する。

第5章　　総会

（種別）

第22条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第23条　総会は正会員をもって構成する。

（権能）

第24条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(5) 事業報告及び活動決算
(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条(臨機の措置)において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条

1. 通常総会は毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
2. 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
   2.1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
   2.2. 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
   2.3. 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条

1. 総会は前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第29条

1. 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほ

か、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第30条

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
4. 前項の規定により表決した正会員は、第28条（定足数）、第29条（議決）第2項、第31条（議事録）第1項第2号、第53条（定款の変更）の適用については、総会に出席したものとみなす。
5. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第31条

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
   1.1. 日時及び場所
   1.2. 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
   1.3. 審議事項
   1.4. 議事の経過の概要及び議決の結果
   1.5. 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
3. 前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
   3.1. 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
   3.2. 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
   3.3. 総会の決議があったとみなされた日
   3.4. 議事録の作成に係る職務を行った者の

第6章　　理事会

（構成）

第32条　理事会は理事をもって構成する。

（権能）

第33条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　事務局の組織及び運営に関する事項

(4)　会員からの企画提案に関する事項

(5)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第34条　理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1)　代表理事が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第35条

1. 理事会は代表理事が招集する。
2. 代表理事は、第34条(開催)第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第36条　理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名したものがこれに当たる。

（定足数）

第37条　理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第38条

1. 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席し

た理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権）

第39条

1. 各理事の表決権は平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
4. 前項の規定により表決した理事は、第37条、第38条及び第39条第2項、第39条第3項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
5. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第40条

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
   1.1. 日時及び場所
   1.2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）
   1.3. 審議事項
   1.4. 議事の経過の概要及び議決の結果
   1.5. 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第41条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の区分）

第42条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第43条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第44条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第45条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

（事業計画及び予算）

第46条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第47条

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第48条

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設定することができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第49条　予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第50条

1. この法人の事業報告書、活動計算書、賃借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に

繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条　この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)

(5)社員の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第54条

1. この法人は次に掲げる理由により解散する。
    1.1. 総会の決議
    1.2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
    1.3. 正会員の欠亡
    1.4. 合併
    1.5. 破産手続きの開始
    1.6. 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の理由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(剰余金の非分配)

第55条　この法人は剰余金の分配は行わない。

（残余財産の帰属）

第56条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（合併）

第57条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　　公告の方法

（公告の方法）

第58条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第10章　雑則

（細則）

第59条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款はこの法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事　塩畑　貴志
副代表理事　菊地　章雄
理事　小勝　さやか
理事　林　　紘平
理事　細田　侑
監事　塩畑　翔
監事　伊藤　康夫

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平
成32年3月末日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条(事業計画及び予算)の規定にかかわらず、設立総会
の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第51条(事業年度)の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月末日までとする。

６　この法人の設立当初の正会員及び賛助会員の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員　　入会金　無料
　　年会費　1000円

(2)　賛助会員　　入会金　無料
　　年会費　1口　1000円